

第1回 八王子市市民参加推進審議会（第9期） 会議録

会 議 名	第1回 八王子市市民参加推進審議会（第9期）	
日 時	令和7年（2025年）3月18日（火） 15時00分から17時00分	
場 所	八王子市役所 3階 特別応接室 及び 職員会館第2・3会議室	
出席者氏名	委 員	山本薫子委員、向山昌利委員、荒木紀行委員、岡崎理香委員、曾木一樹委員、村瀬一海委員、山崎美緒委員
	説 明 者	—
	事 務 局	今川邦洋市長公室長、渡邊和樹広聴課長、実森将人広聴課主任、大木康平広聴課主事
	そ の 他 市側出席者	初宿和夫市長
欠 席 者 氏 名	新野順司委員	
議 題	<p>《第1部》委嘱状交付及び諮問書手交</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長及び副会長の選出 2. 委嘱状交付 3. 諮問書手交 <p>《第2部》市民参加条例及び諮問事項についての概要説明等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会の運営について 2. 市民参加条例の概要について 3. 諮問事項について 4. その他 	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	<p>資料1-1：第9期八王子市市民参加推進審議会 委員名簿</p> <p>資料1-2：第9期八王子市市民参加推進審議会 スケジュール（案）</p> <p>資料1-3：八王子市市民参加条例</p> <p>資料1-4：八王子市市民参加条例施行規則</p> <p>資料1-5：市民参加条例の概要説明資料</p> <p>資料1-6：諮問書（写）</p> <p>参考資料：市民参加条例の適切な運用について（答申）（第8期）</p>	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	

【議事内容】

《第1部》委嘱状交付及び諮問書手交

1. 開会

- 事務局
- ・ただ今より、第9期八王子市市民参加推進審議会の第1回審議会を開催する。
 - ・会の進行は、本来、議長である会長が務めるところだが、会長選出までの間は、事務局が行う。また、本来は市長からの委嘱状交付をもって、正式に委員として審議していただくところだが、本日、市長の公務の都合で委嘱状交付を午後3時05分から行う予定となっているため、委嘱状交付前に審議会を開始することをご了承願う。
 - ・本日の出席委員は現在のところ7名。
 - ・八王子市市民参加条例施行規則に規定されている、全委員の過半数を超えているため、本審議会は成立する。

2. 会長及び副会長の選出

- 事務局
- ・会長、副会長の選出については、市民参加条例施行規則で「委員の互選」によるとされている。
 - ・立候補や推薦などはあるか。
- 荒木委員
- ・第8期審議会では、学識経験者のお二人に会長・副会長をお願いした。
 - ・答申書の作成を行う必要もあることから、前回同様に会長・副会長は学識経験者をお願いしたい。
 - ・東京都立大学の山本准教授は前期まで副会長を務めていた。審議の継続性を確保するため、山本准教授に会長を、中央大学の向山准教授に副会長をお願いしてはいかがか。
- 事務局
- ・荒木委員から、山本委員を会長として、向山委員を副会長として推薦する意見があったが、何か意見はあるか。
- (異議なし)
- 事務局
- ・山本委員を会長に、向山委員を副会長に決定する。

3. 委嘱状交付

(初宿市長から各委員へ委嘱状を交付)

4. 諮問書手交

(初宿市長から山本会長へ諮問書を手交)

(初宿市長退席)

《第2部》第1回八王子市市民参加推進審議会

1. 審議会の運営について

- 山本会長
- ・審議会を再開する。
 - ・会議の公開及び議事録の作成について、事務局より説明を。
- 事務局
- ・市民参加条例第9条第3項に基づき、本審議会は原則公開となる。委員の皆様の了解が得られれば、傍聴を許可することになる。

- ・ また、条例第9条第5項に基づき、会議録を作成のうえ公開する。会議録は要点を記載するものとし、委員の内容確認を経たうえで市ホームページに公開する。

山本会長 ・ 本審議会は公開として良いか。

(異議なし)

山本会長 ・ 本審議会は公開とする。傍聴人の入室を現時点より認める。本日、傍聴人はいるか。

(事務局確認、傍聴人なし)

山本会長 ・ 会議録の作成及び公開等について異議等はあるか。

(異議なし)

山本会長 ・ 会議録の作成と公開等については、事務局の提案どおりとする。

- ・ 続いて、会議の開催場所及び開催時間について、事務局より説明を。

事務局 ・ 開催場所については、委員が出席しやすいよう、JR 八王子駅周辺の会議室での開催を予定している。

- ・ 開催時間は、平日の午後6時半から8時半までの時間帯を予定している。

山本会長 ・ 今の事務局の説明について、何か意見はあるか。

(異議なし)

山本会長 ・ では、今後の開催場所、開催時間については、事務局の提案どおり進める。

- ・ その他について事務局より説明を。

事務局 ・ 開催日については、開催日の概ね1か月前にメールでお知らせする。

- ・ また、会議資料は、開催日の概ね1週間前にメール及び郵送で送付する。

山本会長 ・ ただいまの事務局の説明に対し、意見等はあるか。

(意見等なし)

2. 市民参加条例の概要について

山本会長 ・ 先ほど市長から諮問を受けたが、まずは市民参加条例について理解を深めたい。

- ・ 事務局より、市民参加条例の概要について説明を。

(事務局から資料1-5を使用して説明)

山本会長 ・ 今の事務局の説明に質問等はあるか。

荒木委員 ・ 市民参加の方法のうち市民会議について。具体例として、平成25年に市の基本計画を策定した際、市民会議が計画の素案を作成したという話があったが、市民会議がつくりあげた計画案について、改めてパブリックコメントを行ったのか。

事務局 ・ 市民会議が策定したのは計画の素案である。いただいた素案をもとに市が具体的な計画案としてまとめたものについて、パブリックコメントを実施した。

山本会長 ・ 市民参加条例が施行された平成20年当時と比べると、市民の市への関わり方は幅広くなっている。条例の定めは先ほどの説明のとおりであるが、審議会で議論する際には、自身が経験してきたボランティア活動や地域活動などを紹介していただいたり、参考にしたりすると良いのではないかと思う。

- ・ ほかに、確認したいことなどあるか。

曾木委員 ・ 市民の声を集めるにあたり、大まかな目標は設定しているのか。

事務局 ・ 昨年度に実施した市政世論調査では、まちづくりに「既に参加している」との回答は全体の約7%だった。一方で、「時間に余裕があれば」、「きっかけがあれば」など、条件が整えば参加したいという回答が約50%あった。

- ・ 参加したいと思う人が多く存在するが、参加に至っていないという現状がある。

- ・ 幅広い年代の、多くの方々に市政に関心を持っていただき、パブリックコメントや審議会、ワークショップなどに参加していただきたいと考えている。
 - ・ 特に、「きっかけがあれば」という層に参加いただくための取組が必要だと考えている。
- 山崎委員
事務局
- ・ 無作為抽出した市民へのアンケート調査について、回答率はどの程度か。
 - ・ 市政世論調査では、5,000名を対象に実施し、47%の方から回答があった。
 - ・ また、市政モニターという制度があり、無作為抽出した市民のうち同意が得られた約100名をモニターとして登録している。この市政モニターに対するアンケート調査では、回答率は95%程度だった。
- 山崎委員
事務局
- ・ 資料1-5のスライド14に記載された「その他の方法」について、資料に記載されたもの以外で、どのような事例があるのか。
 - ・ 事業を実施する際、市民にボランティアとして関わっていただくことがある。ボランティア活動そのものが条例で定めた市民参加にあたるかという点、そうではない部分もあるが、市の事業に関わっていただく中でご意見やご提案をいただき、事業に反映するといった形での市民参加は多く行われている。
 - ・ 前期審議会では、ワークショップにおいてデジタル技術を活用した事例も紹介させていただいた。各事業における市民参加の事例については、諮問事項である「市民参加条例の運用状況の検証」について議論する際にお示しする予定である。
- 山本会長
荒木委員
- ・ 前期、条例の運用状況について議論した際の資料を今期の委員と共有していただきたい。
 - ・ 市民参加条例では、市が立案したものに対して意見を求めるという前提になっている。
 - ・ しかし、例えば地域で行っている防犯パトロールも市政への参加と言えるのではないか。
 - ・ 条例改正をすべきということでは無いが、少なくともこの審議会においては、市民参加というもののイメージを広く捉えて議論したほうが良いのではないかと考えている。

3. 諮問事項について

- 山本会長
- ・ 諮問事項についての概要説明及び質疑応答に入る。
 - ・ 市民参加条例の概要説明も踏まえて、今回の諮問の背景について、事務局から説明を。
(事務局から資料1-6及び参考資料を使用して説明)
- 山本会長
- ・ ただいまの事務局の説明に対し、質問等はあるか。
- 向山副会長
- ・ 諮問事項である共創を通じた市民参加の推進について、「共創を通じて」市民参加を推進するのではなく、「共創を通じた」市民参加を推進するという点で良いか。
- 事務局
- ・ 共創の全てが市民参加にあたるわけではない。共創の取組を進めていく中で、市民参加の担い手、裾野を広げることにつながるのではないかと考えている。
 - ・ 「共創」という言葉は、他の自治体や企業等でも使用されているが、言葉の意味はそれぞれの自治体や企業によって異なる。次回の審議会でも共創を担当する部署から、八王子市における共創の定義、イメージを説明し、委員の皆様と共有したうえで議論に入りたいと考えている。
- 山本会長
- ・ 次回、説明があるとのことだが、現時点での私の理解としては、既に市民の活動の中に共創に該当するものは存在しており、その中には市民参加と重なるものもあるかもしれないと考えている。
- 荒木委員
- ・ 市民と共に創るということで、私は、共創はほとんど市民参加の概念に入っていると思っ

- 事務局
- ・ まずは前提を揃える意味でも、八王子市における共創について説明させていただき、それを踏まえて議論いただきたい。
- 山本会長
村瀬委員
- ・ ほかに、意見や確認事項等あるか。
 - ・ 八王子市には通勤、通学している方も含めると多くの市民がいる。その中で、1人の市民が市に意見を出しても、なかなか市政に反映されることは無いのではないかと思う。
 - ・ 市民から市政への提言があった際、それはどのようなプロセスで反映されていくのか。
- 事務局
- ・ 広聴課では、年に1,900件程度、市民からの意見を受け付けている。すぐに改善できるようなものであれば当然対応しているが、そうではないものもある。
 - ・ 意見については広聴課から担当所管に伝えている。予算の関係もあり、1人の意見では対応できないものもあるが、多くの意見をいただく中で、それを一つのきっかけとして反映しているものもある。
- 曾木委員
事務局
- ・ 1,900件の意見を、もっと増やしたいというイメージか。
 - ・ 56万人の市民、通勤通学を含めるとさらに多くの市民がいる中で、様々な角度からの意見がある。
 - ・ 最低限度確保しなければいけない数というのはあると思うが、数が多ければ良いということではなく、市が様々な検討を行う段階において、検討する材料として必要な意見をいただき、参考としたい。
 - ・ 市政への提言としていただく日常生活の中での意見は事業所管が受け止め、事業に反映する。そして、市が市民の意見が必要となった時には、必要な事項についての意見を広く市民の皆様からいただくことで市政に反映していく。
- 岡崎委員
- ・ 条例で規定された6つの方法以外の、その他の方法としての市民参加が広がっている。その他の方法をどのくらい広げられるかということが重要なのではないかと思う。
 - ・ 共創により、その他の方法を広げていけるのではないかという議論になるのではないかと思う。
- 荒木委員
- ・ 広い意味で市民参加を考える必要がある。まずは市が考えている共創についての説明を受け、議論していくと良いと思う。
- 山本会長
- ・ 初めて参加した委員も、市民参加という言葉が幅のある使われ方をしていると感じたと思う。委員それぞれの視点から市民参加を捉え、議論していただきたい。

4. その他

- 山本会長
- ・ その他事務連絡について、事務局より説明を。
(事務局から次回は6月頃にJR八王子駅周辺会議室で開催を予定していることを説明)
(事務局から報酬の支払について説明)
- 山本会長
- ・ ほかに質問等はあるか。
(質問等なし)
- 山本会長
- ・ 以上で、本審議会を終了する。